



中小企業の為の経営のヒント  
**菅原会計事務所通信**

2017年9月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所  
 〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1  
 TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009  
 業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

## 配偶者控除の見直しで我が家はどうなる？

平成 29 年度の税制改正により配偶者控除の見直しが行われ、配偶者控除を受けられる配偶者の年収の上限が 103 万円から 150 万円に引き上げられることになりました。その一方で、配偶者控除に納税者本人の所得制限が設けられることになりました。

そのため、配偶者及び納税者本人の年収によって、増税となる世帯と減税となる世帯がでてきます。

世帯収入に与える影響を比較すると、下記のようになります。

年収		配偶者			
		103 万円以下	103 万円超 141 万円未満	141 万円以上 201 万円未満	201 万円以上
納税者本人	1,120 万円以下	影響なし	減税	減税	影響なし
	1,120 万円超 1,170 万円以下	増税	増税又は減税	減税	影響なし
	1,170 万円超 1,220 万円以下	増税	増税又は減税	減税	影響なし
	1,220 万円超	増税	影響なし	影響なし	影響なし

この改正は平成 30 年 1 月からの適用となります。

今後の働き方にも影響を与える改正です。それぞれの家庭によって状況が異なりますので、ご不明な点があれば当事務所までご相談ください。

(青山 記)

